



30健保第4436号

平成30年11月7日

一般社団法人 小郡三井医師会

会長 島田 昇二郎 様

久留米市長 大久保 勉

(健康福祉部 健康保険課)

平成30年7月豪雨にかかる被災者の一部負担金の免除期間の延長について

日頃より、久留米市国民健康保険事業・福岡県後期高齢者医療制度の運営にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり、被災された久留米市国民健康保険及び福岡県後期高齢者医療制度の被保険者への一部負担金免除措置を延長することとなりました。

つきましては、会員の皆様へご周知くださいますようお願いいたします。

お手数をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先 久留米市健康福祉部健康保険課
担当：石丸、松尾（栄）
電話：0942-30-9029
FAX：0942-30-9751

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

平成 30 年 7 月豪雨災害に係る
久留米市国保・後期高齢者医療被保険者の一部負担金の免除期間の延長について

このことについて、久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、床上浸水等の被災者の一部負担金の徴収猶予・免除措置を下記のとおり延長いたします。

医療機関・薬局の皆様には大変お手数をおかけしますが、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

記

1 延長期間

【久留米市国保の方】

平成30年11月1日から平成31年2月28日まで

※ただし、平成31年1月以降は、医療機関等の窓口で免除証明書を提示した被保険者のみ、免除措置を受けることができます。免除証明書は、予め市の窓口で一部負担金免除の申請を行うことで交付されます。

【福岡県後期高齢者制度で久留米市に住所がある方】

平成30年11月1日から平成30年12月31日まで（期間は2月末まで再延長されることがあります。）

※2月末まで再延長された場合は、久留米市国保の方と同様に、1月以降に医療機関等の窓口で免除措置を受けるには、免除証明書の提示が必要です。

2 すでに免除措置を受けている方（免除申請を行われた方）への対応

久留米市および福岡県後期高齢者医療広域連合は、既に免除措置を受けている方に対して、上記延長期間を記載した免除証明書を交付しております。（このことについて、新たなお手続きは必要ございません。）

医療機関・薬局の皆様には、受診者の免除証明書をご確認いただきますようお願いいたします。

3 免除措置を受けていない（免除申請をされていない）被災者への対応

平成30年12月末までに、久留米市国保・福岡県後期高齢者医療制度の被保険者で、床上浸水（注：床下浸水は免除対象外）の被害に遭われた方が受診時にその旨を申告された際は、窓口での一部負担金を受け取られないようにお願いします。併せて、受診者へ市の窓口で免除の申請が必要になることをお伝えください。

平成31年1月以降は、受診者から一部負担金を徴収し、市の窓口で免除申請を行うようお願いいたします。

＜この件についてのお問い合わせ先＞

久留米市健康福祉部健康保険課

給付チーム 担当：石丸・松尾(栄)

TEL：0942-30-9029

FAX：0942-30-9751